

FDG PETおよびPET -CT検査の保険適応のポイント

2006年 4月 1日より診療報酬点数表が改定されPET検査においてもPET検査およびPET -CT検査に大きく分けられ、それぞれの検査でその適応が異なっています。

まず「PETおよびPET -CT検査の保険適応要件表」に該当することをご確認ください
<別紙の診療情報提供書の記載の留意事項をご覧ください>

機械の選択：PETもしくはPET -CTのどちらで撮影をするかご選択ください

<保険診療点数が異なっていますのでご注意ください>

基本的にはPET -CTを選択されることをお勧めしますが、適応条件としてPET -CTは脳腫瘍や虚血性心疾患は適応外であり、癌病名も疑いではなく確定診断がついた上での病期診断、再発・転移診断となっています

臨床診断・検査目的を記入してください。病理診断検査が行われている場合はできましたらClass分類や組織型も記入してください

画像診断検査では、CT・MRI・US・ガリウムシンチを施行していればチェックをし最終検査日を記載してください

<保険診療点数の関係で、同一月内のCT検査を行った後にPET -CTを行う場合はPET -CTの算定はされずPETの算定をすることになっています

また、当方の画像読影をする判断材料としても有用な情報になりますのでお手数ではありますがなるべく記載の程お願い申し上げます>

腫瘍マーカーを測定している場合はマーカーの種類および数値を記載してください

臨床経過・検査目的等につきましては、CT・MRI・USなどいずれかの画像診断が前もって施行されていること、病理診断がされていること、手術や化学療法および放射線治療をされている場合はその時期などを必ず記載し、PETもしくはPET -CT検査が必要になった経緯や根拠を記載してください

<PET検査は高額なためレセプト審査が大変厳しく、ご依頼の先生方には診療情報の記載に関して、お手数をおかけしますが何卒ご高配のほどよろしくお願い申し上げます>

適応条件や記載事項につきましてご不明な点がございましたら、いつでも当方へご連絡ください